# 食品安全委員会第1039回会合議事録

１．日時　令和８年10月13日（火）　14：00～14：34

２．場所　第一会議室

３．議事

（１）食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・添加物　１案件

（消費者庁からの説明）

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第１項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正

（２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬　８品目

（農林水産省からの説明）

フルチアセットメチル

プロパルギット

ペンシクロン

メソトリオン

（消費者庁からの説明）

スルホキサフロル

チオジカルブ及びメソミル

ニテンピラム

フルチアセットメチル

プロパルギット

ペンシクロン

メソトリオン

メフェントリフルコナゾール

・動物用医薬品　１品目

（農林水産省からの説明）

マイコプラズマ・ボビス生ワクチン（シード）（プロティビティー）

（３）その他

４．出席者

（委員）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

（説明者）

農林水産省　宇井農産安全管理課長

農林水産省　大石飼料安全・薬事室長

消費者庁　髙江食品衛生基準審査課長

消費者庁　坪井残留農薬等基準審査室長

（事務局）

尾﨑事務局長、前間事務局次長、諏訪総務課長、黒羽評価第一課長、

國保評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、

田中評価情報分析官、蟹江評価調整官

５．配付資料

資料１　食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて＜食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第１項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正＞

資料２－１　食品健康影響評価について＜フルチアセットメチル＞

資料２－２　食品健康影響評価について＜プロパルギット＞

資料２－３　食品健康影響評価について＜ペンシクロン＞

資料２－４　食品健康影響評価について＜メソトリオン＞

資料２－５　「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」及び「メソトリオン」の食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第３項の規定に基づく食品健康影響評価について

資料２－６　食品健康影響評価について＜スルホキサフロル＞

資料２－７　食品健康影響評価について＜チオジカルブ及びメソミル＞

資料２－８　食品健康影響評価について＜ニテンピラム＞

資料２－９　食品健康影響評価について＜フルチアセットメチル＞

資料２－10　食品健康影響評価について＜プロパルギット＞

資料２－11　食品健康影響評価について＜ペンシクロン＞

資料２－12　食品健康影響評価について＜メソトリオン＞

資料２－13　食品健康影響評価について＜メフェントリフルコナゾール＞

資料２－14　食品安全基本法第24条第１項第１号に基づく食品健康影響評価について

資料２－15　食品健康影響評価について＜マイコプラズマ・ボビス生ワクチン（シ

ード）（プロティビティー）＞

６．議事内容

○祖父江委員長　ただ今から第1039回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は７名の委員が出席です。

また、農林水産省の宇井農産安全管理課長、大石飼料安全・薬事室長、消費者庁の髙江食品衛生基準審査課長、坪井残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1039回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○諏訪総務課長　それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は16点ございます。

資料１が「食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」、資料２－１から２－４までが農薬４品目「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」及び「メソトリオン」に係る農林水産省からの諮問書、資料２－５がこれらに係る農林水産省からの説明資料です。資料２－６から２－13までが農薬８品目「スルホキサフロル」、「チオジカルブ及びメソミル」、「ニテンピラム」、「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」、「メソトリオン」及び「メフェントリフルコナゾール」に係る消費者庁からの諮問書、資料２－14がこれらに係る消費者庁からの説明資料です。資料２－15が「食品健康影響評価について＜マイコプラズマ・ボビス生ワクチン（シード）（プロティビティー）＞」。

以上でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長　続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○諏訪総務課長　事務局におきまして、委員の皆様に御提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ､本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長　確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（１）食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

○祖父江委員長　それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」です。

資料１にありますとおり、内閣総理大臣から10月６日付で添加物１案件について食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に関する照会がありました。

それでは、消費者庁の髙江食品衛生基準審査課長から御説明をお願いいたします。

○髙江食品衛生基準審査課長　食品衛生基準審査課長の髙江でございます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料１を御覧いただければと思います。本件でございますが、食品安全基本法に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」について、食品安全委員会の御意見をお伺いするものでございます。

恐縮ですけれども、右下のページ数で８ページを御覧いただければと思います。まず、経緯でございます。食品添加物の規格基準については食品衛生法第13条第１項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）において定められており、同法第21条に基づいて、添加物の規格基準等が収載された食品添加物公定書が作成されております。

今般、告示につきまして、食品衛生基準科学研究費補助金における、NMRによる確認試験に係る検討を受けて、下の２．の（１）の試薬・試液４品目の規格を改正または新規設定、また、第11版食品添加物公定書作成検討会の結論を受けて、２．の（２）の添加物「ミツロウ」の成分規格の改正、加えまして、２．の（３）の誤記の改正を行うことを予定してございます。これらの改正が食品安全基本法第11条第１項第１号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解してよろしいか、照会するものでございます。

続いて、２．食品添加物の規格基準の改正の概要についてでございます。今回の規格基準の改正は、既に規格が設定されている試薬・試液及び既に使用が認められている添加物の試験結果の正確性の向上等が目的でありまして、添加物の品質に変更はなく、リスク管理措置を緩和する性質のものではございません。個別に御説明いたしますと、（１）試薬・試液のうち、「カフェイン、定量用」、「ジフェニルアミン、定量用」、「ｐ－ヒドロキシ安息香酸、定量用」、「ｐ－ヒドロキシ安息香酸メチル、定量用」について、試験結果の正確性の向上を目的としてNMRによる確認試験の項目を改正及び新たに設定するものでございます。

また、（２）でございますが、成分規格・保存基準各条のうち、「ミツロウ」の脂質、石けん、モクロウ及びロシンに係る純度試験について、試験の実行性の確保を目的として操作法を改正するものです。

具体的には、右下のページ数で15ページのミツロウの純度試験（５）を御覧いただければと思います。ミツロウにアルカリを加えて加熱後、ろ過いたしますと、ミツロウの主成分はパルミチン酸ミリスチルでございまして、これは溶解せず、ろ過で取り除かれているため、ろ液に塩酸を加えても析出はいたしません。一方、脂質、モクロウ、ロシンでございますが、こちらはアルカリを加えて加熱することで、一部が可溶化し、ろ液に移行し、また、石けんはろ液に移行いたします。これらはろ液に塩酸を加えると析出します。現行の操作手順では、液は濁るものの、懸濁の様子の結果が安定しない。さらに、この濁りが経時的に沈殿となるため、適否判定の基準が分かりにくいという課題が指摘されておりました。このため、加熱操作の見直しのほか、現行の純度試験で使用しているろ紙につきまして、高温の強アルカリの溶液によってセルロースが可溶化し、ブランク試験でも懸濁することが判明したことを受けまして、強アルカリに耐性のある親水性ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）製メンブランフィルターでろ過することとして、最終判断を澄明であることなどとする改正を行うものでございます。

今回の改正は、従前のとおり、脂質、石けん、モクロウ、ロシンを含まないことを確認する純度試験として、試験結果の精度を向上させるものでございまして、食品そのもの、健康に影響は生じません。

なお、本改正案については、第11版食品添加物公定書作成検討会において確認がされております。

右下のページ数８ページにお戻りいただきまして、（３）試薬・試液のうち、「Ｌ（＋）－アスパラギン酸ナトリウム一水和物」及び「ｄ－γ－トコフェロール、定量用」並びに成分規格・保存基準各条のうち、「Ｌ－アスパラギン酸ナトリウム」について、CASの登録番号の記載に誤記があったため、改正するものでございます。

続いて、９ページ、３．今後の方針でございます。今後の予定といたしましては、食品安全委員会からの回答をいただきましたら、その結果を踏まえ、食品衛生基準審議会において規格基準の改正について検討を進めさせていただく予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○祖父江委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

本件につきましては、担当の頭金委員から御説明をお願いいたしたいと思います。

○頭金委員　まず、御説明のありました（１）につきましては、添加物に対する試験の試

薬・試液について、確認試験の項目を追加するものであり、試験の正確度の向上や精緻化を目的としたものですので、人の健康に影響を及ぼさないものと考えます。

次に、（２）につきましては、添加物「ミツロウ」の純度試験について、結果の安定性及び適否判断の基準が分かりにくいとの課題を解消するため、試験の工程を見直し、それに伴い、適否判断の基準を変更したものですので、人の健康に影響を及ぼさない試験法の変更と考えられます。

最後に、（３）につきましては、CAS登録番号に関する記載整備であり、人の健康に影響を及ぼすものではないと考えます。

私からの説明は以上になります。

○祖父江委員長　ただ今の説明によりますと、本件につきましては、消費者庁からの照会のとおり、食品安全基本法第11条第１項第１号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長　ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

髙江課長、どうもありがとうございました。

（２）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○祖父江委員長　次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料２－１から２－４までにありますとおり、農林水産大臣から10月７日付で農薬４品目について、資料２－６から２－13までにありますとおり、内閣総理大臣から10月７日付で農薬８品目について、資料２－15にありますとおり、農林水産大臣から10月７日付で動物用医薬品１品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、農薬についてです。

それでは、農薬４品目について、農林水産省の宇井農産安全管理課長から御説明をお願いいたします。

○宇井農産安全管理課長　農林水産省の農産安全管理課長の宇井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料２－５に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたしますのは、農薬の再評価に係る４つの農薬「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」及び「メソトリオン」でございます。

農薬の再評価につきましては、これまでもこの委員会で御説明させていただきましたけれども、農薬の安全性を一層向上させるため、登録されている全ての農薬を対象に、最新の科学的知見に基づき、安全性の再評価を行うもので、農林水産省と消費者庁から同時に食品健康影響評価を要請するものとなります。

内容ですけれども、１ページおめくりいただきまして、まず「フルチアセットメチル」でございます。これは除草剤でございまして、日本では2002年に登録されております。

だいず、とうもろこし等の栽培に利用されるものでございます。食品安全委員会では、２度評価いただきまして、ADIが設定されているものでございます。

続きまして、「プロパルギット」でございます。こちらは殺虫剤になります。日本では1967年に登録されております。果樹の栽培に利用されているものでございます。食品安全委員会では、２度御評価いただきまして、ADI及びARfDが設定されているものでございます。

続きまして、３つ目「ペンシクロン」でございます。これは殺菌剤でございまして、日本では1985年に登録されておりまして、稲、ばれいしょ等の栽培に利用されるものでございます。食品安全委員会では、これまで２度御評価いただきまして、ADIが設定されているものでございます。

最後、「メソトリオン」でございます。こちらは除草剤になってございます。日本では2010年に登録されておりまして、移植水稲、とうもろこし等の栽培に利用されているものでございます。食品安全委員会では、２度御評価いただきまして、ADIが設定されているものでございます。

農林水産省からの説明は以上です。

○祖父江委員長　続いて、農薬８品目について、消費者庁の坪井残留農薬等基準審査室長から御説明をお願いいたします。

○坪井残留農薬等基準審査室長　消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の坪井と申します。

それでは、資料２－14に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料２－14をめくっていただきまして、別添１と書かれたページを御覧ください。１品目めは農薬「スルホキサフロル」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本品目につきましては、先立って、農薬・動物用医薬品部会での審議を行っております。

用途は殺虫剤です。

我が国におきましては、農薬登録がなされており、今回、パイナップル及びいちじくに対する適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外における状況ですが、JMPRにおきまして毒性評価がなされており、国際基準がブロッコリー、ぶどう等に設定されております。諸外国におきましては、例えば米国でアボカド、大麦等に、カナダでぶどう、トマト等に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまでに３回御評価をいただいており、資料に示しております内容でADI及びARfDが設定されております。

また、従前の食品健康影響評価により設定されたADI及びARfDを用いて暴露評価を行い、これらを超えないことを確認しております。

２品目めは農薬「チオジカルブ及びメソミル」でございます。本品目につきましては、現状、令和４年に暫定基準の見直しに係る食品健康影響評価を依頼しているところでございますが、今般、インポートトレランスによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

我が国におきましては、例えばメソミルとしてかぼちゃ、いちご等に農薬登録がなされております。

国際機関、海外における状況ですが、JMPRにおきまして毒性評価がなされており、国際基準がチオジカルブ及びメソミルの総和としてりんご、もも等に設定されております。諸外国におきましては、例えば米国でチオジカルブについて綿実、大豆等に、メソミルとしてりんご、アスパラガス等に、カナダでメソミルとしてブルーベリー、ブロッコリー等に基準値が設定されております。今回、ブルーベリーに対し、インポートトレランスによる残留基準値の設定要請がなされております。

これまでに、食品安全委員会の御評価の結果をいただいたことはございません。

３品目めは農薬「ニテンピラム」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

我が国におきましては、農薬登録がなされており、今回、ピーマン、レタス等に対する適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外における状況ですが、JMPRにおきましては毒性評価がなされておらず、また、国際基準は設定されておりません。諸外国におきましては、米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドでは基準値は設定されておりません。

食品安全委員会では、これまでに１回御評価いただいており、資料に示しております内容でADI及びARfDが設定されております。

４品目めは農薬「フルチアセットメチル」でございます。本件は、農林水産省から農薬

取締法に基づく再評価の連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途及び我が国における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明した内容のとおりです。

国際機関、海外における状況ですが、JMPRにおきまして毒性評価がなされておらず、また、国際基準は設定されておりません。諸外国におきましては、例えば米国でとうもろこし、大豆等に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまでに２回御評価をいただいており、資料に示しております内容でADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされております。

５品目めは農薬「プロパルギット」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び再評価の連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

今回、みかんに対する適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外における状況ですが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準がトマト、核果類等に設定されております。諸外国におきましては、例えば米国でばれいしょ、オレンジ等に、カナダでりんご、すもも等に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまでに２回御評価をいただいており、資料に示しております内容でADI及びARfDが設定されております。

６品目めは農薬「ペンシクロン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価の連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途及び我が国における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明した内容のとおりです。

国際機関、海外における状況ですが、JMPRにおきまして毒性評価はなされておらず、また、国際基準は設定されてございません。諸外国におきましては、例えばEUでかんきつ類、レタス等に、豪州でばれいしょに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまでに２回御評価いただいており、資料に示しております内容でADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされてございます。

７品目めは農薬「メソトリオン」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく再評価の連絡を受け、関係資料を受理したことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途及び我が国における登録状況につきましては、先ほど農林水産省から御説明した内容のとおりです。

国際機関、海外における状況でございますが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準がアスパラガス、かんきつ類等に設定されてございます。諸外国におきましては、例

えば米国でとうもろこし、アスパラガス等に、カナダでとうもろこし、大豆等に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では、これまでに２回御評価をいただいており、資料に示しております内容でADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされてございます。

８品目めは農薬「メフェントリフルコナゾール」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、関係資料を受理したこと、また、インポートトレランスによる残留基準設定の要請もなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。本品目につきましては、先立って農薬・動物用医薬品部会での審議を行ってございます。

用途は殺菌剤でございます。

我が国におきましては農薬登録がなされておりまして、今回、トマト、きゅうり等に対する適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外における状況ですが、JMPRでは毒性評価がなされており、国際基準がアーモンド、アボカド等に設定されてございます。諸外国におきましては、例えば米国でさとうきび、らっかせい等に、カナダでりんご、グレープフルーツ等に基準値が設定されてございます。今回、その他の果実及びホップに対し、インポートトレランスによる残留基準値の設定要請がなされております。

食品安全委員会では、これまでに２回御評価いただいており、資料に示しております内容でADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされております。

また、従前の食品健康影響評価により設定されたADIを用いて暴露評価を行い、これを超えないことを確認してございます。

最後になりますが、今回、改めて御評価をお願いするものにつきまして、別添２といたしまして、それぞれ前回の評価時点からの追加データの状況を列挙してございます。このうち「スルホキサフロル」及び「メフェントリフルコナゾール」につきましては、暴露評価結果として食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議資料も併せて御提出をしてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○祖父江委員長　ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

では、まず、農薬「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」、「メソトリオン」につきましては、農林水産省及び消費者庁から御説明がありましたとおり、農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請であり、農薬の再評価制度の趣旨を踏まえ、最新の科学的知見に照らして改めて評価を行い、食品の安全性を確保する必要があると考えられますので、農薬に関する専門調査会において審議するということでいかがでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長　それでは、農薬「フルチアセットメチル」、「プロパルギット」、「ペンシクロン」及び「メソトリオン」については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会までのいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日、私が指定し、指定し次第、速やかに本委員会において報告させていただきます。

続いて、農薬「スルホキサフロル」、「ニテンピラム」及び「メフェントリフルコナゾール」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月８日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

これらの品目については、今回の諮問に当たり、試験成績等の追加提出がされております。同委員会決定の１の（２）の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて検討を行いますので、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員　それでは、御説明申し上げます。

農薬「ニテンピラム」については、神経毒性に係る考察が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると認められます。農薬「スルホキサフロル」につきましては、追加試験として作物残留試験の結果だけが、それから、農薬「メフェントリフルコナゾール」については、追加試験として作物残留試験及び土壌残留試験の結果だけが提出されており、かつ、両品目につきまして、本委員会の審議に先だって実施された食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において暴露評価を行った結果についても併せて御報告を受けております。評価要請に当たり、委員会が既に決定している許容一日摂取量及び急性参照用量に影響を与える可能性がない試験結果である作物残留試験及び土壌残留試験だけが提出され、かつ、暴露評価の結果も併せて報告されています。また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような知見は認められておらず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。このため、同委員会決定の１の（２）の②の規定に基づき、本件は、評価書を改訂することなく評価の結果を通知するものと考えます。

以上、農薬「スルホキサフロル」及び「メフェントリフルコナゾール」につきまして、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

以上です。

○祖父江委員長　ただ今の委員からの説明によれば、農薬「ニテンピラム」については、現時点で既存評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議する。農薬「スルホキサフロル」及び「メフェントリフルコナゾール」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「スルホキサフロル」の許容一日摂取量(ADI)を0.042 mg／kg 体重／日、急性参照用量(ARfD)を0.25 mg／kg 体重と設定する。「メフェントリフルコナゾール」のADIを0.035 mg／kg 体重／日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断したという内容をリスク管理機関に通知するということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長　それでは、農薬「ニテンピラム」につきましては、農薬第五専門調査会で審議することといたします。

農薬「チオジカルブ及びメソミル」につきましては、令和４年12月20日に評価要請の説明がなされていることから、併せて農薬第五専門調査会で審議することといたします。

宇井課長、坪井室長、どうもありがとうございました。

次に、動物用医薬品「マイコプラズマ・ボビス生ワクチン（シード）（プロティビティー）」についてです。

それでは、農林水産省の大石飼料安全・薬事室長から御説明をお願いいたします。

○大石飼料安全･薬事室長　農林水産省畜水産安全管理課飼料安全･薬事室長の大石です。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、食品健康影響評価をお願いしますのは、医薬品、医療機器等法に基づく製造販売の承認申請のありました動物用医薬品１製剤でございます。

お手元の資料２－15に沿って御説明いたします。

本製剤は「マイコプラズマ・ボビス生ワクチン（シード）」で、製剤名は「プロティビティー」でございます。

本製剤の主剤、添加剤、用法・用量、効能・効果は資料に記載のとおりです。

本製剤の添加剤については、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられると評価された成分、もしくは、これまで食品健康影響評価を受けた動物用医薬品の添加剤であって、かつ、含有量が同程度またはそれよりも少ない成分でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○祖父江委員長　ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

大石室長、どうもありがとうございました。

（３）その他

○祖父江委員長　本日は、「その他」として、私から、農薬２品目「テブフェンピラド」及び「ホセチル」を調査審議する専門調査会の指定につきまして、御報告いたします。

農薬「テブフェンピラド」については、令和８年６月23日の食品安全委員会第1029回会合にて、農薬「ホセチル」については、令和８年８月25日の食品安全委員会第1035回会合にて､それぞれ農林水産省及び消費者庁から再評価に係る評価要請の説明がなされた際に、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについて後日委員長が指定し、報告するものとしていたものです。

農薬「テブフェンピラド」につきましては農薬第四専門調査会において、農薬「ホセチル」につきましては農薬第二専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定しましたので、御報告いたします。

ほかに議事はありませんか。

○諏訪総務課長　特にございません。

○祖父江委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会は、10月27日火曜日14時から開催を予定しております。

また、14日水曜日10時から「農薬第二専門調査会」が、16日金曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が、来週、19日月曜日10時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1039回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。